

ウクライナ

Column No.194

文・笠間市長 山口 伸樹



4月22日(金)、在日ウクライナ大使館へ募金の目録を届けました【募金総額570,570円】
(写真左から、笠間市 金木市長公室長、セメニューク・オレクサンドル公使参事官)

2月24日にロシア軍によるウクライナへの侵略・攻撃が始まり、多くのウクライナ国民が犠牲となっています。痛ましい映像がTVを通じて毎日放送されています。犠牲となったウクライナ国民のご冥福をお祈りいたします。

今回の侵略により、2つのことが明白となりました。1つ目は国連の機能不全、2つ目は自国の領土は自国で守ること。

日本は国連中心主義で外交を行ってきましたが、今後国連のあり方は極めて大きな課題であります。

政府は、度重なる経済制裁や大使館職員の国外追放など、西側諸国と協調して対応しています。国家としての毅然とした対応であると思います。

一方で、経済制裁に伴う日本への影響も当然避けられません。日本国民もこの状況を理解し、我慢をするときであると考えます。

止めることのできない大国としての強硬論よりも、早期の終戦を望むとともに、日本の安全保障をしっかり議論し、見直す時期でもあります。

市としては、4月まで募金活動の支援を行ったほか、市役所内に相談窓口を設置して対応を行っています。皆さんの善意を。

(令和4年4月22日現在)



問 笠間市消費生活センター
笠間市友部駅前1-10
(地域交流センターともべ「Tomoo」内)
電話:0296-77-1313
受付時間:月曜～金曜 午前9時～正午、
午後1時～4時
休館日:第2・第4火曜日、日曜日、
祝日、年末年始



毎年5月は
「消費者月間」です

「消費者月間」は、消費者・事業者・行政が一体となり、消費者問題に関する啓発や教育等の事業を集中的に行っています。

今年のテーマは「考えよう!大人になるとできること、気を付けること」18歳から大人に「です。」

4月1日から成年年齢は18歳になり、「18歳から大人」です。大人になると、契約を一人で行えるようになります。同時に、一度結んだ契約は簡単には取り消せなくなります。

できることは増えますが、責任も生じます。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行い、「だまされない消費者」になることが重要です。

人や社会、地域などにも配慮した「自分で考える消費者」になることが必要です。また、周囲の大人の方も改めて考えるとともに、自分事として捉えて行動してください。